平成２７年（フ）第１８１号
釧路市新富士町４丁目10番17号
破産者　佐藤　寿子
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２４８号
青森県下北郡東通村大字田屋字目名川２番地
破産者　長谷川はるみ
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
青森県三戸郡田子町大字田子字舘越10番地の38
破産者　上沢　和真
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
青森県八戸市沼館２丁目20番21号　マーシュレジテンス１坂下104号、前住所青森県弘前市大字城西４丁目６番地　県営住宅11－２－５号
破産者　阿部真貴子（旧姓相馬）
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
宮城県柴田郡川崎町大字今宿字清水前畑42番地
破産者　相原由紀子
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１５７６号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘13番48号ブキテンギ旭が丘203
破産者　今野　貴司
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０５４号
横浜市旭区左近山1186番地11　左近山団地６街区28棟303号
破産者　三谷千枝子（旧姓篠崎）
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８号
新潟県新発田市江口188番地
破産者　遠藤　美春
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８１号
静岡県伊東市八幡野1184番地の15　花徳ハイツ２階、前住所静岡県伊豆市城767番地の54
破産者　河上　広次
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
静岡県裾野市公文名721番地の４　クレール天神202、前住所静岡県裾野市佐野357番地の４
破産者　渡邉　勝利
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４７１号
静岡県浜松市中区中央１丁目３番６－704号サーラシティＥＡＳＴ－７
破産者　寺田　克也
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５４３号
静岡県湖西市新所6540番地の２
破産者　山本嘉世子
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
静岡県掛川市水垂801番地の７　レオパレス神田102
破産者　大庭かおり
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
滋賀県栗東市大橋５丁目５－20　オオスミハイツⅢ　Ａ101号室、住民票上の住所奈良市朝日町１丁目２番地の16
破産者　坂口　福美
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２３０号
京都府京都市伏見区久我森の宮町14番地13　レオパルド502号、開始決定時の住所京都市伏見区羽束師古川町647番地３　府営２棟307号桝田方
破産者　柴田　武司
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６７号
京都府宇治市大久保町旦椋４番地の26
破産者　ドール＆ホビー東山未来こと　水谷　潤一
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８３号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田南４丁目７番34号
破産者　春木　孝友
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１３４号
和歌山市舟津町１丁目11番地　リバーハイツ太田310号
破産者　竹田　　眞
1　決定年月日　平成28年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係